

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年2月12日(2010.2.12)

【公表番号】特表2009-519784(P2009-519784A)

【公表日】平成21年5月21日(2009.5.21)

【年通号数】公開・登録公報2009-020

【出願番号】特願2008-545998(P2008-545998)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/24 (2006.01)

A 6 1 B 17/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/24

A 6 1 B 17/00 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成21年12月15日(2009.12.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

締付け装置であって、

心臓の組織構成要素と連結可能な取付け部材を有する近位端部、及び、遠位端部を有するアンカー固定構成要素と、

心臓の組織構成要素と連結可能な取付け部材を有するロック構成要素と、

引張り部材と、を有し、

前記アンカー固定構成要素は、心臓の組織構成要素の第1目標部位に位置決め可能であり、前記ロック構成要素は、心臓の組織構成要素の第2目標部位に位置決め可能であり、

前記引張り部材は、前記アンカー固定構成要素と前記ロック構成要素の両方に結合され、前記第1目標部位と前記第2目標部位との間の距離を調節するように作動され、前記ロック構成要素によって固定される、締付け装置。

【請求項2】

前記引張り部材は、前記第1目標部位と前記第2目標部位の間の距離を減少させるために、前記引張り部材を前進させることによって、前記第1目標部位と前記第2目標部位の間の距離を調節するように作動される、請求項1に記載の締付け装置。

【請求項3】

前記ロック構成要素による固定は、解除可能である、請求項1に記載の締付け装置。

【請求項4】

前記引張り部材は、前記ロック構成要素による固定から解除され、更に前進させられ、前記ロック構成要素によって再固定される、請求項3に記載の締付け装置。

【請求項5】

前記第1目標部位は、後僧帽弁輪に位置し、前記第2目標部位は、前僧帽弁輪に位置する、請求項1に記載の締付け装置。

【請求項6】

前記第1目標部位と前記第2目標部位の間の距離は、中隔 - 側面直径である、請求項5に記載の締付け装置。

【請求項7】

前記第1目標部位は、大動脈弁輪に位置し、前記第2目標部位は、大動脈弁輪に位置する、請求項1に記載の締付け装置。

【請求項8】

前記第1目標部位及び前記第2目標部位は、大動脈根における心臓洞と大動脈管の接合部の近位に位置する、請求項1に記載の締付け装置。

【請求項9】

前記第1目標部位及び前記第2目標部位は、肺動脈弁の近位に位置する、請求項1に記載の締付け装置。

【請求項10】

前記第1目標部位及び前記第2目標部位は、三尖弁の近位に位置する、請求項1に記載の締付け装置。

【請求項11】

前記アンカー固定構成要素は、血管内を配送可能である、請求項1に記載の締付け装置。

【請求項12】

前記ロック構成要素は、長いアーム装置を使って配送可能である、請求項1に記載の締付け装置。

【請求項13】

前記引張り部材は、患者の体外から前進可能である、請求項1に記載の締付け装置。

【請求項14】

前記ロック構成要素は、患者の体外から作動可能である、請求項1に記載の締付け装置。

【請求項15】

中隔 - 側面弁輪締め付け装置であって、

心臓の組織構成要素と連結可能な取付け部材を有する近位端部、及び、係合部材を有する遠位端部を有するアンカー固定構成要素と、

心臓の組織構成要素と連結可能な取付け部材を有するロック構成要素と、

係合遠位端部を有するワイヤと、を有し、

前記アンカー固定構成要素は、心臓の組織構成要素の第1目標部位に位置決め可能であり、前記ロック構成要素は、心臓の組織構成要素の第2目標部位に位置決め可能であり、

前記ワイヤは、前記ロック構成要素の中を通され、前記ワイヤの係合遠位端部は、前記アンカー固定構成要素の近位端部に結合可能であり、

前記ワイヤは、前記第1目標部位と前記第2目標部位の間の距離を減少させるように前進可能であり、前記ロック構成要素によって固定可能である、中隔 - 側面弁輪締付け装置。

【請求項16】

前記ロック構成要素による固定は、解除可能である、請求項15に記載の中隔 - 側面弁輪締付け装置。

【請求項17】

前記ワイヤは、前記ロック構成要素による固定から解除され、更に前進させられ、前記ロック構成要素によって再固定される、請求項16に記載の中隔 - 側面弁輪締付け装置。

【請求項18】

前記弁輪は僧帽弁輪である、請求項15に記載の中隔 - 側面弁輪締付け装置。